軽自動車税(種別割)の身体障がい者等に対する減免について

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、戦傷病者で一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税(種別割)が減免となります。

減免を希望されるかたは、減免に該当するかどうか下記について確認のうえ、申請をしてください。

記

１　減免の対象となる範囲

別紙「減免の対象となる範囲」参照

２　減免申請の手続き

軽自動車税（種別割）の納期限までに、市役所税務課市民税係（１階１２番窓口）で減免手続きをしてください。

３　必要な書類

① 納税通知書

② 手帳

A　身体障がい者のかた・・身体障害者手帳

B　戦傷病者のかた・・・・戦傷病者手帳

C　知的障がい者のかた・・療育手帳

D　精神障がい者のかた・・精神障害者保健福祉手帳
自立支援医療受給者証（精神通院）

③ 運転するかたの運転免許証（コピーの場合は両面）

④ 納税義務者のマイナンバーカード（コピーの場合は両面）
または通知カード＋運転免許証等の身元確認書類（コピーの場合は両面）

⑤ 自動車検査証（車検証）

⑥ 一定の場合のみ必要なもの

A　生計同一証明書・・生計を一にするかたが運転又は軽自動車等を所有する場合で、身体障がい者等と住民票上の住所が枝番違いで同一敷地内に居住する場合（同住所である場合は不要）

B　常時介護証明書・・身体障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者等を常時介護するかたが運転する場合

C　車両状況申出書・・施設に入所されている身体障がい者等のために入所前に同居していたご家族のかたが運転する場合

※Ａ・Ｂの発行先・・社会福祉課障がい福祉係

Ｃの発行先・・・・身体障がい者等が入所している施設

＜問合せ先＞
税務課市民税係
0276-47-5107（直通）